

## 第2回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成23年11月14日(月) 14:00~16:10  
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用1214 特別会議室  
出席者 委員:常本部長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、佐藤委員、  
篠田委員、丸子委員  
事務局:青木審議官、内閣参事官ほか  
傍聴:財務省、文科省、文化庁、厚労省、農水省、国交省ほか

### 議事

(冒頭、峰崎直樹アイヌ政策推進会議座長代理より挨拶)

#### 1 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた、全国的見地からの施策の展開について

##### (1) 「高等教育機関への進学支援」について文部科学省から説明

- 日本学生支援機構(JASSO)奨学金事業と、アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助事業(大学)の比較について
  - ・ 実施主体は、それぞれ、(独)日本学生支援機構と北海道となっている。
  - ・ JASSOは、教育の機会均等という観点から、無利子及び有利子の奨学金貸与事業を実施。アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助事業(以下「アイヌ奨学金」)も同じような趣旨・目的だが、経済的理由のために修学が困難な北海道に居住するアイヌの子弟を対象に、北海道が実施する修学資金等貸付事業に対し、国がその経費を一部補助するもの。
  - ・ 両者の違いとしては、奨学金の貸与要件、返還免除、奨学金単価などが挙げられるが、アイヌ奨学金の方が条件がよくなっている。
  - ・ JASSOの無利子奨学金は、利息がつかない優遇された措置であることや限られた財源の中で実施していることなどから、有利子奨学金より高い学力要件を設けており、家計基準はアイヌ奨学金と同一となっている。有利子奨学金の利率の上限は3%、現状では約1.2%程度と、低利で運用されており、学力基準は平均以上の成績としている。
  - ・ 返還年限は、貸与終了から6ヶ月を終了した後、原則20年以内となっており、両者ともほぼ同様である。
  - ・ 返還猶予については、災害・傷病・その他やむを得ない事由により返還が困難な場合となっており、両者ともほぼ同様である。
  - ・ 返還免除については、死亡又は精神若しくは身体の障害による場合となっているが、アイヌ奨学金の場合は、さらに経済的理由による返還免除が導入されている。
- 全国と北海道における、日本学生支援機構(JASSO)の利用率について
  - ・ JASSO奨学金の利用率は、全国と比べて北海道が若干高い。
  - ・ JASSOの無利子奨学金は、政府からの一般会計の貸付金等、限られた財源の中で事業を実施していることから、貸与基準を満たしていても借りられない方がいるが、有利子奨学金は、貸与基準を満たす希望者全員に貸与できているところ。
  - ・ また、奨学金制度のみで学生が修学することは困難な場合もあることから、大学で実施されている授業料の減免などにより経済的支援を行っているところ。
  - ・ JASSOの奨学金は、道外に出ているアイヌの方も対象となっており、この制度と、アイヌ奨学金を活用して修学支援を行っていきたいと考えている。
- 実態調査の結果を踏まえた検討状況について
  - ・ JASSOの奨学金は限られた財源の中で事業を実施していること、北海道のアイヌ子弟

進学奨励費補助事業を全国展開する場合には都道府県の体制の問題などもあるが、現状で、JASSOの奨学金が津々浦々まで周知されているかどうかについては不安もあり、アイヌ関連施設などにパンフレットを置くことなどにより更なる周知を図っていくことを第一歩として考えさせていただきたい。

## (2) 主な意見

- ・ 全国展開は難しいという話だが、なぜ、アイヌ奨学金を北海道という枠内に収めようとするのか。道外にいるアイヌの子ども達もここに含めることができないのか。  
自分の子どもも有利子奨学金を借りたが、低利率と言われても、やはり、経済的に返還が厳しいという現実がある。そこを、もっと掘り下げて考えていただきたい。
- ・ 奨学金の問題を検討することも非常に大切だが、それ以前のことも協議してほしい。「以前」とは何かというと、幼児期の教育をどうするか、生活のことをどうするか、ということ。この点を解決しないと根本的な解決には繋がらない。
- ・ 今回は、一つの具体的な課題として奨学金の問題を取り上げているが、当然、奨学金がなぜ必要なのかという、前提となっている社会状況や、民族が置かれている状況があるので、これも視野に入れる必要がある。
- ・ 一番の問題は、アイヌは学力が不足しているということ。これは、明治期からの経緯に由来するものであるから、一般施策という形ではなくて、先住民族の施策として考えていく必要がある。
- ・ 奨学金の問題を考えるに当たっては、先住民族政策という観点をどう入れるか、という点がポイント。  
通常の一般施策を実施する場合、公平性というのは確かに重要な観点だが、先住民族政策という観点を入れた場合には、必ずしも公平性の観点だけでは済まない問題がある。  
アイヌ民族の場合には、過去の様々な差別、生活の苦しさから十分な教育が行われず、それが成績に反映している、ということが実態調査において明らかになっており、それを踏まえて、例えば、現行制度の中で、成績要件をアイヌ民族について修正することなどができないのかどうか。そして、次の段階として、アイヌ民族のみを対象とする特別施策ができないのか、そういう順番で考えていくのだろうと思う。
- ・ 奨学金事業の発想を変えて、例えば、アイヌ文化をきちんと学ぶ学生に対して奨学金を付与する事業も考えられるのではないか。

## (3) 「北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援」について国土交通省、文部科学省から説明

### ○ アイヌ文化振興等施策の推進状況について

- ・ 文化振興等施策については、アイヌ文化振興法に基づく指定法人である財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が事業を実施している。国と、関係地方公共団体である北海道が、それぞれ1/2ずつ費用を負担。
- ・ アイヌの方が多く住む北海道を中心に事業が行われているが、北海道内に限定しているものではなく、全国を視野に入れて事業を実施している。
- ・ 首都圏に居住するアイヌの方の文化活動支援の場、また、普及啓発、情報発信の拠点として、東京駅八重洲口の近くにアイヌ文化交流センターを設置、運営している。

施設の利用状況について、過去5年間の利用者数は、年間で延べ3千人から4千人程度であり、そのうちアイヌ関係者は3割弱。アイヌ関係者の利用の傾向としては、平成22年度の利用者延べ1,007人のうち、週末や祝日の利用者が約87%を占めている。

昨年度から開館時間が午後6時までとなったことへの対応として、事前の申込みがあれば夜間も利用できることにした。夜間利用の実績は、月に数回程度となっている。

- ・ 「北海道外アイヌの生活実態調査」では、文化を学ぶ機会や場をつくってほしいという意見が多くあったが、これに関して、関東に在住するアイヌの方からは、北海道にある生活館の機能、アイヌの歴史文化を紹介する機能を併せ持つ施設を、東京に設置してほしいという要望がある。この要望については、現在のアイヌ文化交流センターの機能と重なってくる部分があるかと理解しており、センターに不足する機能などをどう補っていくのかということを検討していきたい。
- ・ また、食文化の伝承活動を実施しようとしても、アイヌ文化交流センターでは火気の使用ができないという意見もしばしば頂戴していることから、都内において、廃校や公共施設などの既存施設で火気を利用できる場所がないか調査をしたいと考えている。
- ・ アイヌ語上級講座にしても、実践上級講座にしても、財団で、事業目標として5年という期間を定めてはいるが、5年を超えたからといって、基本的に受講を制限するというわけではない。

できるだけ多くの方に参加してもらおうという趣旨で、去年から、受講期間が5年を超えた場合は参加奨励費を支給しないという取扱いをしているので、その点で、受講が制限されているという誤解が生じたのではないかと認識しており、受講が制限されているわけではないという点については周知していきたい。

#### (4) 主な意見

- ・ アイヌ文化振興法第6条には、アイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であると認められる都道府県を政令で定めるとされており、政令では、その都道府県は北海道とする、と定められている。全国展開と言われるのであれば、全都道府県が基本計画を立て、国と一緒に政策展開すべき。
- ・ 阿寒湖温泉にアイヌコタンがあるが、そこに釧路市がアイヌシアターを建築中であり、この11月に竣工し、来年5月にオープン予定となっている。そこに、アイヌ文化伝承再生事業やアイヌ文化普及事業などを取り入れ、アイヌ人形劇を上演するための支援を受けた。国の支援によって、かなり大きなムーブメントが起きているし、まちぐるみでの振興ができるようになってきていることに御礼を申し上げたい。
- ・ 事前に連絡しさえすればアイヌ文化交流センターの夜間使用が可能であるといっても、例えば、今日、急に夜9時まで開けてほしい、と伝えても必ず対応できるわけではない。職員の方の予定もある。
- ・ アイヌ語については、人材の育成とか、データの整理とか、これから集中的、専門的に強化していく必要があると思うが、今後の国の施策をどう考えていくのか。
- ・ アイヌ語の問題については、国の助成金によって国語等に関する教育機能、研究機能を備えている施設があるわけだが、日本語と琉球語に限定されているのが実態であり、そういうところにアイヌ語の研究者を置くことはできないのか。

## 2 大学等におけるアイヌの人骨の保管状況等の把握について

### (1) 文部科学省から説明

- ・ 本年6月にまとめられた「民族共生の象徴となる空間」作業部会の報告書において、大学等に保管されているアイヌの人骨について、遺族等への返還や象徴空間への集約を行うため、大

学等の協力を得て保管状況等の把握を行う旨が提言されたことから、文部科学省において調査を実施することとするものであり、平成24年12月を回答期限としている。

- ・ 調査対象は、国公立大学及び大学共同利用機関において保管しているアイヌの人々のものと考えられる人骨。このうち、国公立大学及び大学共同利用機関については、全てを調査対象とし、私立大学については、学部の設置状況から人骨を保管している蓋然性が極めて低いものも多数存在すると考えられることから、可能性があると考えられる医学、看護学系の学部、文学系の学部を設置している大学を対象範囲とする。
- ・ 出土場所、骨の形態、記録等から、アイヌの人骨であると認識して保管しているものの有無を調査し、保管が「有」と回答された場合は、人骨の情報、保管に至った経緯、人骨の出土等に関する情報、人骨等の保管状況に関する情報について調査する。
- ・ 返還を見据え、個体ごとに調査を行う点で、これまでの調査よりもより詳細なものになるものと考えている。

## (2) 主な意見

- ・ これだけ丁寧に調べれば、大学の情報は全て出てくると思うが、これは、人類学の研究者がいる大学の場合であって、そうではない大学では、人骨から性別を判定するようなことはできないだろう。したがって、場合によっては、人骨の存在が判明した段階で、専門家が詳しく調べるといふ余地を持たせた方が、より実効性のある調査になるのではないか。

それから、今回の調査対象は国公立大学と大学共同利用機関だが、このほかに、私立の小さな博物館などで保管しているところもあると思う。そういったものをどうやって調査するかというのは難しいかもしれないが、問題としては出てくるのかもしれない。

最終的には、返還できるものは返還することが最大の目標だが、大学が持っている情報だけでは返還に結びつかないかもしれないので、その先をどうしていくのかという問題を含めて、ロードマップをつくる必要がある。もちろん今はその第一歩をやっているわけだが、そういうことも最終的には問題になるだろう。

- ・ 現状を把握することが今回の調査の目的で、その後のステップに係る様々な問題は、政府において検討いただく問題であると同時に、部会自身での課題でもあるので、然るべく進めていく必要がある。
- ・ 調査項目に関して、可能な範囲で研究成果などを記載してもらおうこととしてはどうか。

## (3) 確認事項

- ・ 説明された調査案に基づいて、調査を実施していただきたい。

## 3 国民理解を促進するための活動について

### (1) 事務局から検討案を説明

### (2) 主な意見

- ・ 副読本をたくさん作成したと言われても、金額で表しているだけであって、学校の先生への研修をどうするかということが課題。

普及啓発については、例えば、年間に一千万人以上が訪れる新千歳空港において、展示物を置くだけではなく、動きのあるもので実施したい。

- ・ 様々な機会に、現在の検討状況について説明を行っているが、その際に、アイヌの方から、自分たちは何も知らないという声が寄せられる。最終的な段階になって、自分たちは何も知ら

ないという声が出て困るので、まず、アイヌ自身に理解してもらう必要がある。

教員に理解させることはなかなか難しい。確かに副読本は全国に配っているが、副読本を用いて教育できる教員が何人いるか。北海道にもそんなにたくさんはいない。教員に対する講習会なども考えていかないといけない。

国民理解を促進することはなかなか難しい側面があるので、協会にも頑張ってもらいたい。

- ・ 普及啓発に関しては、これまではアマチュアの仕事であった。これからは、極力、プロの手を借りつつ、知恵を出して抜本的な対策を打ちたい。

### (3) 確認事項

- ・ 現行の様々な取組の効果、課題等を把握するとともに、今後における効果的な普及啓発の方向性、取組について検討を行う。
- ・ 当面の進め方としては、関係者や専門家からヒアリングを行った上で、来年春を目途に、作業部会としての考え方を整理する。
- ・ ヒアリングの内容として、第3回作業部会では、認知度の向上を図るための一般的な普及啓発の手法として、広報等の専門家の方に話を伺う。また、現行の普及啓発の取組における効果、課題等について、実際に取組を行っている財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の事業内容等を聴取する。

第4回作業部会以降においては、例えば、観光、メディア、教育等の分野において、それぞれの専門家、有識者へのヒアリングを行う。人選については、部会長一任。

## 4 その他

### (1) 平成24年予算の概算要求状況について、事務局から説明

#### (2) 主な意見

- ・ 象徴空間構想の具体化などが挙げられているが、必ずしもアイヌの貧困対策に結びついていない、という地元の声をよく聞く。アイヌの貧困を踏まえ、生活基盤の安定についても議論してほしい。
- ・ 次回は12月2日（金）13時から開催

(了)